

## 災害時及び感染症発生時における消毒に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）及び一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）に伴う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条で定める感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生により、千葉市内において、広域又は同時多発的に消毒が必要となり、一の消毒事業者では対応できない場合において、速やかに消毒を実施し感染拡大を防止することを目的とする。

### （業務）

第2条 甲又は甲が法第27条第1項に基づき消毒を命じた当該区域を管理する者（以下「管理者等」という。）から要請があった場合には、乙は特別な理由がない限り、管理者等の要請に応じ、速やかに消毒業務に着手するものとする。

### （薬剤等の備蓄）

第3条 乙は前条の業務に必要な薬剤及び資機材を備蓄するものとする。

### （要請方法）

第4条 管理者等は、第2条の規定に基づき要請をするときは、感染症対策消毒業務要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （消毒の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに要請された消毒の実施場所に出動し、管理者等の指示により消毒を実施するものとする。

2 前項の場合において、消毒に従事する者は、消毒の実施場所に管理者等が不在の場合は、事前に管理者等と協議の上、管理者等の要請事項に従い、消毒を実施するものとする。

### （報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき消毒を実施したときは、感染症対策消毒業務実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を消毒完了の日から2週間以内に管理者等に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に規定する消毒を行うに際し、その費用は、要請を行った管理者等が負担するものとし、管理者等は、乙、又は乙の会員企業との間で速やかに契約を締結するものとする。

2 第3条に規定する薬剤等の備蓄に係る費用は、乙が負担するものとする。

(価格の決定)

第8条 管理者等が負担する費用の価格は、乙においては、消毒の実施時の直前における市場の適正価格を基準として、管理者等及び乙で協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、消毒に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、消毒を実施する場合において知り得た情報を、当該消毒を要請した管理者等以外の者に漏洩してはならない。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記事項の合意の証とし、本書を2通作成し、甲乙各1通ずつを保管する。

令和2年12月25日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区中央3丁目3番1号  
一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会  
会長 矢代秀明